

- NTTから、IP網移行に伴いマイラインを廃止する考えが示されており、マイラインを廃止した場合の課題について、マイライン事業者等の関係者の意見も踏まえつつ、検討を進めているところです。
- 本日は、4/28の第30回電話網移行円滑化委員会でご回答した内容から、それ以降の検討状況の進展等を中心に、以下4点についてご説明いたします。

1. マイラインの登録状況

4/28 質問1.(2)-①,③,④,⑥

- 4区分同一または国内3区分同一（国際は未登録）事業者※1を選択しているユーザの比率 88%程度
- 上記に加え、デフォルト※2以外は同一事業者を選択しているユーザの比率 96%程度

※1 市内及び県内市外はNTT東西、県間はNTTコミュニケーションズを登録しているユーザ（デフォルトを含む）を含む

※2 マイライン制度において、利用者が能動的にマイライン事業者を選択しない場合は、市内・県内市外はNTT東西、県間はNTTコミュニケーションズを自動的に指定

2. マイライン廃止に係る約款上の扱い

4/28 質問1.(2)-⑤

- マイライン廃止に伴い、通話サービス契約を円滑に引き継ぐ措置を契約約款に規定

3. マイライン事業者間での協議状況・NTT東西コスト試算

4/28 質問1.(2)-②,⑦,⑧,⑨
6/2 質問1.(2)-①

- マイラインを廃止した際のユーザ対応コスト等について、NTT東西試算に基づき事業者間で認識合わせを実施中
 - マイラインを廃止して通話サービス卸へ移行する場合 20億円 or 45億円（5年間）
 - マイラインを継続する場合（メタル収容装置を活用） 90億円 or 95億円（同上）
 - マイラインを継続する場合（IP網上で新たに機能具備） 125億円 or 130億円（同上）

4. マイライン代替の「メタルIP電話の通話サービス卸」の料金・考え方【NTT東西が提案中】

4/28 質問1.(3)-①,②

- マイライン廃止後の代替となる「メタルIP電話の通話サービス卸」の料金・提供条件については、公平性の観点から全事業者へ同一料金とし、全国一律3分8.5円の小売通話料金に一定の割引率を乗じた額とする考え

1. マイラインの登録状況

■ 第28回電話網移行円滑化委員会（4月6日）を受け、マイライン事業者協議会に総務省より提示依頼があったマイラインの登録状況については以下のとおり

【単位：回線】

区分	市内			県内市外			県間			国際		
		事務用	住宅用									
NTTコミュニケーションズ	5,588,331			5,766,580			13,655,167			12,504,903		
KDDI	1,108,625			1,325,357			1,471,079			1,581,691		
ソフトバンク	590,872			750,457			810,460			840,270		
楽天コミュニケーションズ	264,826			308,227			353,744			311,237		
アルテリア・ネットワークス	9,407			8,769			8,917			8,225		
QTNet	90,816			89,695			87,077			0		
NTTぷらら	0			177			1,548			1,526		
NTT東日本	4,965,315			4,681,455			0			0		
NTT西日本	5,027,029			4,755,912			0			0		
登録あり計	17,645,221	5,192,634	12,452,587	17,686,629	5,198,895	12,487,734	16,387,992	5,054,861	11,333,131	15,247,852	4,841,227	10,406,625
国内デフォルト/国際登録なし	3,303,917	982,447	2,321,470	3,262,509	976,186	2,286,323	4,561,146	1,120,220	3,440,926	5,701,286	1,333,854	4,367,432
総数	20,949,138	6,175,081	14,774,057	20,949,138	6,175,081	14,774,057	20,949,138	6,175,081	14,774,057	20,949,138	6,175,081	14,774,057

※NTT東日本、NTT西日本、NTTコミュニケーションズの登録数にはデフォルト登録（マイライン未登録）数を含む

※各社の集計には各区分での登録数を集計

マイライン終了に伴うお客様対応について（提案）

2017年4月6日
第28回電話網移行円滑化委員会
資料28-2 P8

- メタルIP電話への契約移行に伴ってマイラインは提供終了する考えであり、お客様には通話サービス卸を利用して提供される他事業者の通話サービス、またはNTT東西の通話サービスを選択していただく必要がある。（マイライン通話区分がなくなることから、選択は1社のみとなる）
- そのため、マイライン事業者協議会*から、加入電話・INSネット利用中のお客様のマイライン登録状況について全てのお客様にお知らせの上、メタルIP電話として利用したい通話サービスを選択し、その提供事業者にお申し込みいただくことをご案内することとしてはどうか。
- その際、お客様から特段のお申し出がない場合については、マイライン登録状況に応じた事業者の通話サービスへ移行することとしてはどうか。

* 国内で電話サービスを提供している関係事業者により、優先接続（マイラインプラス・マイライン）の円滑な導入等のために設置された協議会

マイライン事業者協議会によるお知らせ

【お知らせする内容】

- 加入電話・INSネット利用中のお客様のマイライン登録状況とメタルIP電話としてご利用可能な通話サービス提供事業者の通話サービスについてお知らせ
- 2024年初頭のマイラインの提供終了に伴い、お客様に移行先の通話サービスを選択していただくことを案内（当該通話サービスを提供する事業者を1社選択して連絡していただく）

お客様から
お申し出
あり

お客様のお申し出どおり、他事業者またはNTT東西の通話サービスへ移行

お客様から
特段の
お申し出
なし

マイライン登録状況に応じた事業者の通話サービスへ移行

(例1) ・マイライン4区分（市内／県内市外／県間／国際）に同一事業者を選択している場合
マイライン3区分（市内／県内市外／県間）に同一事業者を選択し、国際区分が未登録の場合

⇒ 当該事業者の通話サービスに移行

(例2) ・マイライン通話区分に複数事業者を選択している場合

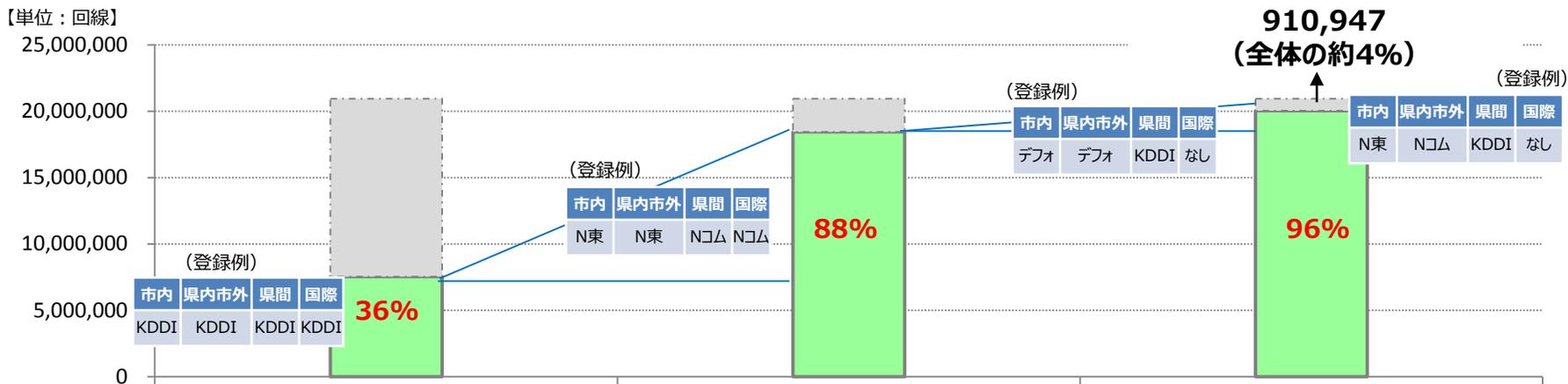
⇒ NTT東西の通話サービスに移行

マイラインの区別登録数・各事業者サービスへの移行数

- 固定電話回線数（加入電話及びISDNの回線数）に占める、マイラインの区別登録が「4区分同一」または「国内3区分同一（国際は未登録）」事業者登録回線数の割合は、36%（下表A）。
- 上記に加え、市内及び県内市外はNTT東西、県間はNTTコミュニケーションズを登録しているユーザ（デフォルト含む）を含めると、88%（下表B）
- 更に、デフォルト以外は同一事業者を登録しているユーザを含めると、96%（下表C）

ユーザの意思により、実質的に複数事業者を選択していると想定されるユーザの割合は4%程度

■ マイライン登録数（2016年度末時点）

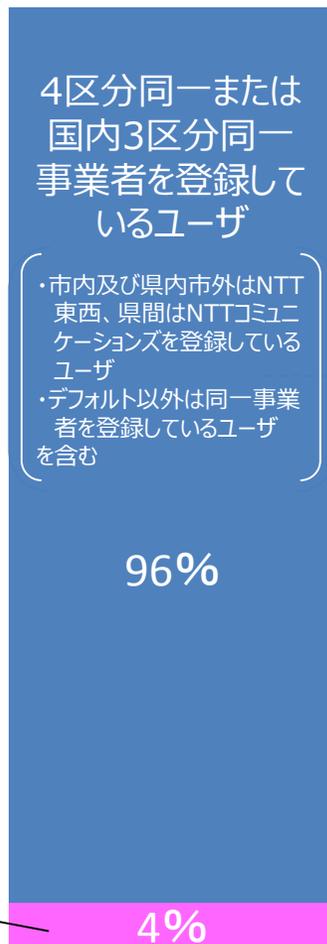


区分	マイライン登録数	各事業者サービスへの移行数		
		A	B	C
		4区分同一または国内3区分同一（国際は未登録）事業者登録回線数	左記に加えて、市内及び県内市外はNTT東西、県間はNTTコミュニケーションズを登録しているユーザはNTTグループを選択しているものとして含めた場合（全区分デフォルトユーザ（約313万）を含む）	左記に加えて、デフォルト以外は同一事業者を登録しているユーザを含めた場合
(全マイライン登録数を分母とした場合のA、B、Cの割合)	20,949,138	7,538,647 (36%)	18,445,288 (88%)	20,038,191 (96%)
① 事務用	6,175,081	2,488,329 (40%)	5,505,869 (89%)	5,760,172 (93%)
② 住宅用	14,774,057	5,050,318 (34%)	12,939,419 (88%)	14,278,019 (97%)

マイライン廃止及びメタルIP電話等への移行イメージ

- 実質的に複数事業者を登録していると想定されるユーザは少なく、移行先の意思が確認できないユーザは更に少なくなることから、NTT東西の通話サービスに移行させることによって、移行後にユーザから問合せが寄せられるケースは限定的と想定。
- 当該ユーザについては、移行先となるNTT東西が中心になって、ユーザ対応を実施していく。

2022年初頭
ユーザ周知・意向確認開始



実質的に複数事業者を登録していると想定されるユーザ

意思表示があったユーザ



2024年初頭
メタルIP電話への契約移行



意思表示がなかったユーザ



各社別ユーザ数ベースでの回線数

- 1区分でもマイライン登録がある回線を各事業者の分母となる回線数とした場合、4区分全てまたは国内3区分全て（国際は未登録）で自社を選択、または、デフォルト以外は自社を選択している回線数の割合は以下のとおり
- 各社のb.の数値は、1区分でも自社に登録されたユーザをカウントしており、1回線が複数事業者でカウントされることから、その合計値は複数事業者に登録している固定電話回線数を上回ることになる。

【単位：回線】

区分	KDDI			ソフトバンク			楽天コミュニケーションズ			アルテリア・ネットワーク			QTNet	
	事務用	住宅用		事務用	住宅用		事務用	住宅用		事務用	住宅用		事務用	住宅用
a. デフォルト以外は同一事業者を登録														
a-1. 4区分同一または国内3区分同一（国際は未登録）事業者登録														
a-2. 1区分同一または2区分同一（他はデフォルト）事業者登録														
b. 複数事業者を登録														
合計														

区分	NTTぷらら		NTTコミュニケーションズ				NTT東日本		NTT西日本	
	事務用	住宅用	事務用	住宅用	事務用	住宅用	事務用	住宅用	事務用	住宅用
a. デフォルト以外は同一事業者を登録										
a-1. 4区分同一または国内3区分同一（国際は未登録）事業者登録										
a-2. 1区分同一または2区分同一（他はデフォルト）事業者登録										
b. 複数事業者を登録										
b-1. NTT東西またはNTTコミュニケーションズとの組み合わせ										
合計										

2. マイライン廃止に係る約款上の扱い メタルIP電話への契約移行に係る契約約款の構成（案）

- メタルIP電話への契約移行に係る契約約款の構成としては、「A案：契約約款の廃止・新設」と「B案：現行契約約款の変更」の2案を検討中。
- 2案ともに、現行約款附則の移行規定も含めれば規定内容に大きな差はないと考えられるが、より円滑なお客様の契約移行の観点や第32回電話網移行円滑化委員会におけるご意見等を踏まえ、「**B案：現行契約約款の変更**」を軸に検討を進める考え。

A案：契約約款の**廃止・新設**

現行契約約款
(加入電話・INS)

本則
廃止

附則

- ・メタルIP電話への移行規定
- ・経過措置を規定

メタルIP電話に係る契約約款
(新規)

本則

メタルIP電話の
契約条件を規定

附則

- ・現行約款からの移行規定
- ・経過措置を規定

B案：現行契約約款の**変更**

現行契約約款
(加入電話・INS)

本則

メタルIP電話の
契約条件を規定

終了するサービス等に
係る規定を廃止（削除）

附則

- (・契約の移行規定はなし)
- ・経過措置を規定

電話サービス契約約款の変更案（マイラインの扱いに関する部分） 1/3

【NTT東西で検討中の「B案:契約約款の変更」の場合】

	旧	新																												
マイラインの廃止	<p>(優先接続) 第68条の2 当社は、契約者回線からの通話について、次表に定める優先接続の取扱いを行います。</p> <table border="1" data-bbox="327 339 1156 458"> <thead> <tr> <th>優先接続の区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電話会社選択（マイライン）</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>電話会社固定（マイラインプラス）</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 加入電話契約者は、次の通話区分ごとに、優先接続を行う電気通信事業者の事業者識別番号（当社との間で優先接続に係る相互接続協定を締結している協定事業者の事業者識別番号又は当社の事業者識別番号に限り、）及び優先接続の区分を指定していただきます。</p> <table border="1" data-bbox="327 701 1156 893"> <thead> <tr> <th>通話区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 市内通話</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2 県内市外通話</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3 県間市外通話</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>4 国際通話</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 当社は、加入電話契約者から前項の指定がない場合には、次の指定があったものとみなして取り扱います。</p> <table border="1" data-bbox="327 1011 1170 1168"> <thead> <tr> <th>通話区分</th> <th>事業者識別番号</th> <th>優先接続の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 市内通話</td> <td>0036/0039</td> <td>電話会社選択</td> </tr> <tr> <td>2 県内市外通話</td> <td>0036/0039</td> <td>電話会社選択</td> </tr> <tr> <td>3 県間市外通話</td> <td>0033</td> <td>電話会社選択</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 当社は、加入電話契約者から請求があったときは、事業者識別番号の指定の変更及び優先接続の区分の変更並びに通話区分が「4 国際通話」となるものにおける優先接続の取扱いの廃止を行います。</p>	優先接続の区分	内容	電話会社選択（マイライン）	(略)	電話会社固定（マイラインプラス）	(略)	通話区分	内容	1 市内通話	(略)	2 県内市外通話	(略)	3 県間市外通話	(略)	4 国際通話	(略)	通話区分	事業者識別番号	優先接続の区分	1 市内通話	0036/0039	電話会社選択	2 県内市外通話	0036/0039	電話会社選択	3 県間市外通話	0033	電話会社選択	<p style="text-align: center;">-</p> <p style="text-align: center;">(廃止のため削除)</p>
優先接続の区分	内容																													
電話会社選択（マイライン）	(略)																													
電話会社固定（マイラインプラス）	(略)																													
通話区分	内容																													
1 市内通話	(略)																													
2 県内市外通話	(略)																													
3 県間市外通話	(略)																													
4 国際通話	(略)																													
通話区分	事業者識別番号	優先接続の区分																												
1 市内通話	0036/0039	電話会社選択																												
2 県内市外通話	0036/0039	電話会社選択																												
3 県間市外通話	0033	電話会社選択																												

電話サービス契約約款の変更案（マイラインの扱いに関する部分） 2/3

【NTT東西で検討中の「B案:契約約款の変更」の場合】

	旧	新								
中継選択に係るみなし契約の扱い	<p>(他の電気通信事業者との電話等利用契約の締結)</p> <p>第89条 加入電話契約若しくは着信用電話契約の申込みの承諾を受けた者又は電話加入権若しくは着信用電話利用権を譲り受けることの承認を受けた者は、別記35に定める電気通信事業者がそれぞれ定める契約約款の規定に基づいて、その電気通信事業者と別記35に定める電話等利用契約を締結したことになります。</p> <p>(略)</p> <p>2 前項の規定により電話等利用契約を締結した加入電話契約者等は、その契約者回線において該当する電気通信事業者に係る電気通信サービスの利用があったときに、その電気通信事業者の契約約款に基づいて、その料金の支払いを要することとなります。</p> <p>(略)</p> <p>別記35 他の電気通信事業者との電話等利用契約の締結</p> <table border="1" data-bbox="244 739 1133 893"> <thead> <tr> <th>契約相手となる電気通信事業者</th> <th>締結する電話等利用契約</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>NTTコミュニケーションズ</td> <td>電話等利用契約 (略)</td> </tr> <tr> <td>ソフトバンク</td> <td>第2種中継電話等契約 (略)</td> </tr> <tr> <td>KDDI</td> <td>第2種一般電話等契約 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	契約相手となる電気通信事業者	締結する電話等利用契約	NTTコミュニケーションズ	電話等利用契約 (略)	ソフトバンク	第2種中継電話等契約 (略)	KDDI	第2種一般電話等契約 (略)	<p>同左</p>
契約相手となる電気通信事業者	締結する電話等利用契約									
NTTコミュニケーションズ	電話等利用契約 (略)									
ソフトバンク	第2種中継電話等契約 (略)									
KDDI	第2種一般電話等契約 (略)									
通話サービス卸を活用した他社通話サービスの扱い	<p>—</p>	<p>(他の電気通信事業者の通話の利用に係る取扱い)</p> <p>第89条の2 別記35の2に定める電話等利用契約を締結する場合の通話の取扱いについては、その電話等利用契約に定めるところによります。</p> <p>2 当社は、前項に規定する通話については、第87条（責任の制限）にかかわらず、契約者にその損害を賠償しません。</p> <p>別記35の2 他の電気通信事業者の通話の利用に係る取扱い</p> <table border="1" data-bbox="1156 1205 2028 1359"> <thead> <tr> <th>契約相手となる電気通信事業者</th> <th>締結する電話等利用契約</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(事業者名を規定)</td> <td>(当該他事業者が通話卸を活用して提供する通話サービスに係る電話等利用契約を規定)</td> </tr> </tbody> </table>	契約相手となる電気通信事業者	締結する電話等利用契約	(事業者名を規定)	(当該他事業者が通話卸を活用して提供する通話サービスに係る電話等利用契約を規定)				
契約相手となる電気通信事業者	締結する電話等利用契約									
(事業者名を規定)	(当該他事業者が通話卸を活用して提供する通話サービスに係る電話等利用契約を規定)									

電話サービス契約約款の変更案（マイラインの扱いに関する部分） 3/3

【NTT東西で検討中の「B案:契約約款の変更」の場合】

	旧	新						
<p>附則 (経過措置)</p>	<p>—</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2024年x月x日に改正を実施。 この改正規定実施前に支払又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとする。 この改正実施の時点に、改正前の規定により優先接続で次の表の左欄の指定をしている場合であって、当社または他事業者に特段の申し出がないときは、次の表の右欄の電話等利用契約を締結したこととなる。 <table border="1" data-bbox="1214 565 2001 1090"> <tr> <td data-bbox="1214 565 1545 679">4区分で同一の事業者を指定している場合</td> <td data-bbox="1545 565 2001 679">当該他事業者が通話卸を活用して提供する通話サービスに係る電話等利用契約</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1214 679 1545 822">国際を除く3区分で同一の事業者を指定し、国際は指定がない場合</td> <td data-bbox="1545 679 2001 822">当該他事業者が通話卸を活用して提供する通話サービスに係る電話等利用契約</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1214 822 1545 1090">上記以外の場合であって、改正前の第68条の2第3項の規定による指定があったものとみなして取り扱っている区分以外のすべての区分で一の事業者を指定している場合</td> <td data-bbox="1545 822 2001 1090">当該他事業者が通話卸を活用して提供する通話サービスに係る電話等利用契約</td> </tr> </table> <p>上欄以外の場合は、当社が提供する通話サービスを利用するものとする。</p>	4区分で同一の事業者を指定している場合	当該他事業者が通話卸を活用して提供する通話サービスに係る電話等利用契約	国際を除く3区分で同一の事業者を指定し、国際は指定がない場合	当該他事業者が通話卸を活用して提供する通話サービスに係る電話等利用契約	上記以外の場合であって、改正前の第68条の2第3項の規定による指定があったものとみなして取り扱っている区分以外のすべての区分で一の事業者を指定している場合	当該他事業者が通話卸を活用して提供する通話サービスに係る電話等利用契約
4区分で同一の事業者を指定している場合	当該他事業者が通話卸を活用して提供する通話サービスに係る電話等利用契約							
国際を除く3区分で同一の事業者を指定し、国際は指定がない場合	当該他事業者が通話卸を活用して提供する通話サービスに係る電話等利用契約							
上記以外の場合であって、改正前の第68条の2第3項の規定による指定があったものとみなして取り扱っている区分以外のすべての区分で一の事業者を指定している場合	当該他事業者が通話卸を活用して提供する通話サービスに係る電話等利用契約							

現行みなし契約の継続・IP網移行に伴う他社通話サービス利用の引継措置（案）

- **みなし契約とは、NTT東西と加入電話等の契約をする際に、契約者から特段の意思表示がない限り、NTT東西と接続する中継電話サービス等の契約を締結したこととみなす制度。**
メタルIP電話に移行後の加入電話等の契約約款においても、現行と同様に「00XY通話の他事業者電話等利用契約のみなし契約」を継続する予定。
- **現行の一部のマイラインユーザ^{※1}の円滑な契約移行を目的として、IP網移行時に限定して、「メタルIP電話の通話サービス卸を活用して他事業者が提供する通話サービスに係る電話等利用契約」を契約したこととし、それ以外はNTT東西の通話サービスを利用する旨の引継措置を用意する考え。**
- **IP網移行後は、上記契約を新たに締結する場合は他事業者との個別契約として締結していただく。**

	現行	移行時（2024年初頭）	移行後
00XY通話の他事業者電話等利用契約のみなし契約	手回し 提供中 ^{※2}	継続予定	
優先接続(マイライン)で指定する事業者の電話等利用契約のみなし契約	事前登録 (マイライン)	— (マイライン廃止に伴い廃止)	
メタルIP電話の通話サービス卸を活用して他事業者が提供する通話サービスに係る電話等利用契約への引継措置 (IP網移行時の特例措置)	—	一部マイラインユーザの契約移行について引継措置を規定予定 ^{※3}	引継措置で締結した他社通話サービス契約が継続
	現行のマイライン登録区分を、移行後の通話卸を活用した通話サービスに引き継ぐための仕組みとして、引継措置を規定予定	—	新規のユーザは、他事業者と個別に契約を締結

※1 4区分で同一の事業者を指定・国際を除く3区分で同一事業者等を指定しており、特段の意思表示がない場合

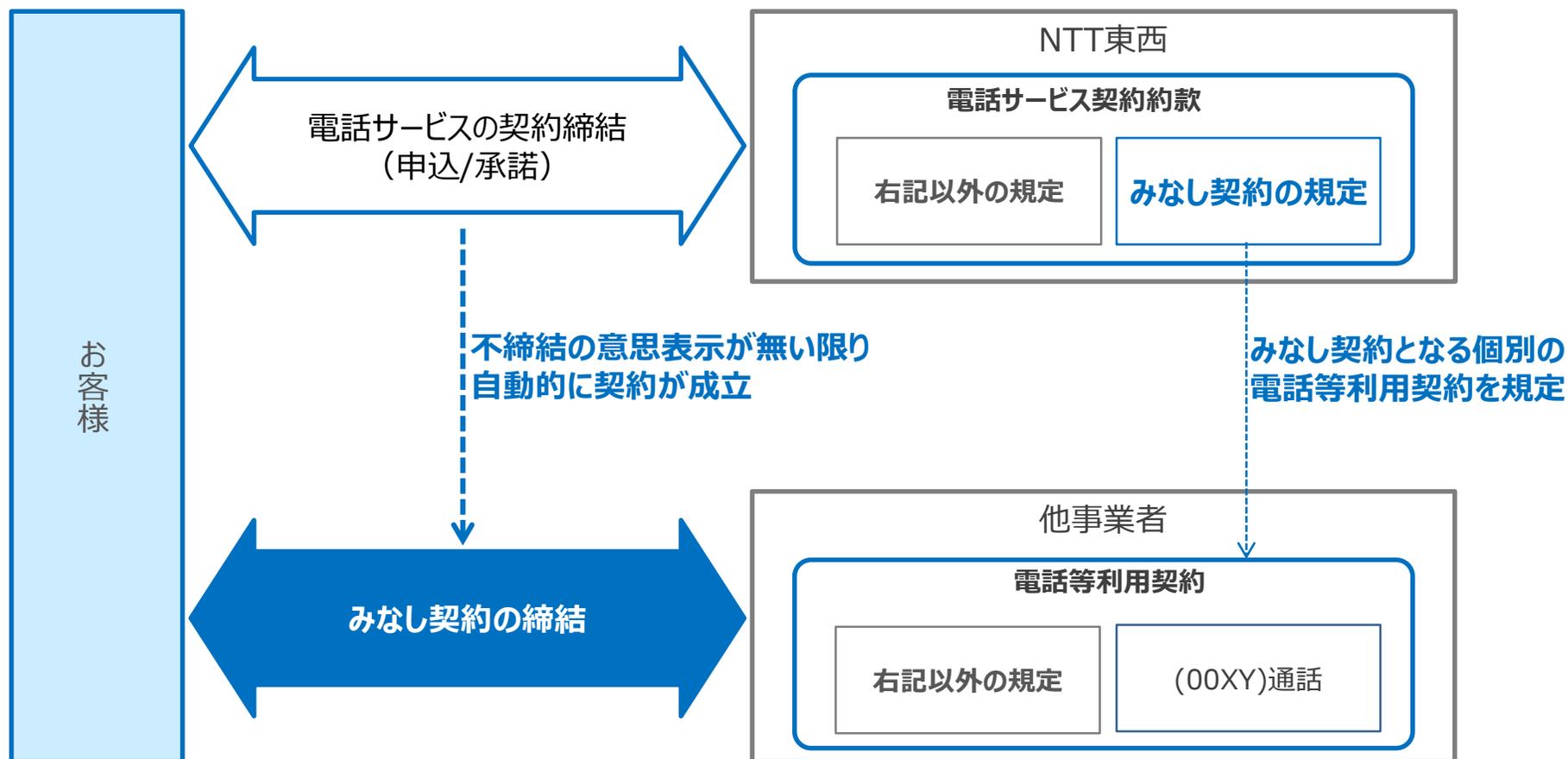
※2 現行では、KDDI、ソフトバンク、NTTコミュニケーションズ、九州通信ネットワークが対象

※3 マイラインの協定締結事業者のうち、メタルIP電話の通話サービス卸を活用した通話サービスを提供し、IP移行に伴う引継措置の意向がある事業者に限定

みなし契約の概要

■ **みなし契約とは、NTT東西と加入電話等の契約をする際に、契約者から特段の意思表示がない限り、NTT東西と接続する中継電話サービス等の契約を締結したこととみなす制度。**

なお、電話サービス等の契約の際に、中継電話サービス等を提供する事業者に対して、**みなし契約を希望しない旨の意思表示を行えば、契約不締結となり当該中継電話サービス等を利用することはできなくなる。**



3. IP網移行後のマイラインの扱いに関する事業者間協議状況

- IP網移行後のマイラインの扱いについては、一次答申を踏まえ、3案（①マイラインを廃止した上でメタルIP電話の通話サービス卸を代替とする案、②メタル収容装置を活用してマイラインを継続する案、③IP網上で新たにマイライン機能を具備する案）について、協議を実施。
- 事業者間協議においては、マイラインの代替策としていずれの案を採用すべきかに関し、事業者の立場として最も重視する観点は「コストの最小化」と「円滑なユーザ対応」であることを確認。NTT東西から関係事業者に対して概算費用を試算・提示（別紙1、2参照）
 - 開発内容については、複数回の質疑・意見交換を経て、開発項目・費用についての共通認識を得たところ。
 - ユーザ対応費用については、各事業者からの提案を踏まえて、具体的な対応方法を検討。その際、利用者保護の観点に加え、利用者・事業者双方にとってなるべく負担とならないような、効果的・効率的な周知方法等をNTT東西から提案。
 - NTT東西試算のユーザ対応に係る前提に対し、「ユーザ対応方法によって費用は変動するため、試算の前提としている対応方法が法令等に照らして問題がないか等の確認が必要」との他事業者意見があったことから、総務省や法律の専門家へ相談。現時点、大枠としては問題があるとの指摘等はなく、この対応方法をベースに更に精緻化していく考え。
- また、メタルIP電話の通話サービス卸について、料金等の具体的提供条件の早期提示・当該卸提供の適正性・公平性・透明性の確保の意見・要望があったため、NTT東西から関係事業者に卸料金の概要等をお示しし、その扱いについては、今後の総務省・委員会の場における整理に従って対応していく考えであることを表明。
- 一部の事業者からは、「案①（マイラインを廃止した上でメタルIP電話の通話サービス卸を代替とする案）について、複数事業者を選択しているユーザ以外の扱いとしては了承だが、複数事業者を選択しているユーザの移行のために通話区分毎の卸（4区分卸）を提供してほしい」との要望が出された。これに対してNTT東西から、「全国一律料金が主流となる中で通話区分を残すことは利用者の理解が得られない上、マイラインで実質的に複数事業者を登録していると想定されるユーザは限定的と想定され、ユーザの分かりやすさや、4区分卸を実現するための費用等の観点から同意しかねる」等の意見が示され、現在協議中。
- いずれにしても、これまでの事業者間協議においては、案①（マイラインを廃止した上でメタルIP電話の通話サービス卸を代替とする案）自体を全く否定する意見は出ていない。ただし、案①の実現に向けて、一部の事業者から更なるコストの最小化と円滑なユーザ対応、及び通話サービス卸の適正性・公平性・透明性の確保といった課題の指摘があることを踏まえ、それらの解決に向けて協議を加速していく。

マイライン機能の代替案に関する開発・ユーザ対応に係る費用項目

	マイライン廃止 (案①) (メタルIP電話の通話サービス卸)	一定期間マイライン継続 (案②) (メタル収容装置を活用)	マイライン継続 (案③) (IP網上で新たに機能具備)	<参考> 00XYルーティング (各案共通)
イメージ				
区分数	-	国内3区分 (現状維持)	国内3区分 (現状維持)	-
NW	- (オペレーションシステム (OPS) で実現のため)	- (メタル収容装置を活用するため)	<ul style="list-style-type: none"> ・マイラインDB導入 ・マイラインDB問合せ機能 ・マイライン対象呼の識別機能 + DB情報(ユーザ毎距離区分毎プレフィックス番号、マイラインプラス有無)に基づくプレフィックス付与、手回し00XY削除・置換機能 	00XY流通に必要な開発等
OPS	・通話卸のユーザ管理/卸料金請求機能の開発	<ul style="list-style-type: none"> ・マイライン受付システム等の更改 ・呼情報収集機能等の更改 ・メタル収容装置への登録機能 (2025年頃に維持限界を迎えるシステムの再作) 	<ul style="list-style-type: none"> ・マイライン受付システム等の更改 (2025年頃に維持限界を迎えるシステムの再作) ・マイラインDBへの登録機能の開発 (IP網でのマイライン実現のための新規機能) 	事業者間精算機能
ユーザ対応※1	<ul style="list-style-type: none"> ・全国紙5紙に全面広告を1回掲載 ・全ユーザに対し、DMを2回送付 ・コールセンタ設置 (新聞広告・DM対応) ・(必要に応じ) アウトバウンドテレマを実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会周知不要 (KDDI等) ・協議会周知要 (NTT東西) <ul style="list-style-type: none"> ・全国紙5紙に全面広告を1回掲載 ・全ユーザに対し、DMを2回送付 ・コールセンタ設置 (新聞広告・DM対応) 	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会周知不要 (KDDI等) ・協議会周知要 (NTT東西) <ul style="list-style-type: none"> ・全国紙5紙に全面広告を1回掲載 ・全ユーザに対し、DMを2回送付 ・コールセンタ設置 (新聞広告・DM対応) 	
運営費用	-	・マイラインセンタの運営等	・マイラインセンタの運営等	・個別ユーザ対応費 (PBX等設定: 若干)
追加費用※2	-	一定期間経過後、マイライン廃止に伴い、通話サービス卸への移行に係る周知が必要 <ul style="list-style-type: none"> ・全国紙5紙に全面広告を1回掲載 ・全ユーザに対し、DMを2回送付 ・コールセンタ設置 (新聞広告・DM対応) ・(必要に応じ) アウトバウンドテレマを実施 等 	-	

※1 DM郵送費・封筒代に係るコストについては、全額NTT東西負担とする前提で試算 (ただし、マイライン関係周知の有無によって、封筒サイズや郵送費が変わる場合は、その変更に伴う増分費用のみマイライン周知費用として負担) また、新聞広告・インバウンドでの問合せ等対応に係るコストについては、全体で周知すべき項目 (5項目) に占めるマイライン廃止に伴う通話サービス卸への移行に係る周知 (1項目) の割合を用いて比例配分した額のみを加算。アウトバウンドテレマに係るコストについては、マイライン廃止に伴う通話サービス卸への移行に係る周知に全額配分した額を加算

※2 メタルIP電話への契約変更に係る周知と併せて実施する際にはNTT東西負担としていたDM郵送費等を、全額マイライン周知費用として負担。

(注) メタルIP電話回線数の経年の減少影響は考慮していません。

<全体費用（NTT東西試算値）の比較>

【ユーザ対応費用】

- DM郵送費・封筒代に係るコストについては、全額NTT東西負担とする前提で試算
（ただし、マイライン関係周知の有無によって、封筒サイズや郵送費が変わる場合は、その変更に伴う増分費用のみマイライン周知費用として負担）
 - 新聞広告・インバウンドでの問合せ等対応に係るコストについては、全体で周知すべき項目（5項目）に占めるマイライン廃止に伴う通話サービス卸への移行に係る周知（1項目）の割合を用いて比例配分した額のみを加算。
 - アウトバウンドテレマに係るコストについては、マイライン廃止に伴う通話サービス卸への移行に係る周知に全額配分した額を加算。
- （参考）NTT東西が実施するメタルIP電話への移行等に関する周知費用：いずれの案も50億円

【追加費用】

- メタルIP電話への契約変更に係る周知と併せて実施する際にはNTT東西負担としていたDM郵送費等を、全額マイライン周知費用として負担。

	マイライン廃止（案①） （メタルIP電話の通話サービス卸）	一定期間マイライン継続（案②） （メタル収容装置を活用）	マイライン継続（案③） （IP網上で新たに機能具備）
開発費用 （ネットワーク・OPS）	10億円	40億円	75億円
ユーザ対応費用	アウトバウンドテレマを実施しない場合：10億円 アウトバウンドテレマを実施する場合：35億円	協議会周知を要しない場合（KDDI等）：0円 協議会周知を要する場合（NTT東西）：5億円	同左
運営費用	－	10億円/年	10億円/年
合計 （5年累計の場合）	20億円 or 45億円	90億円 or 95億円	125億円 or 130億円
追加費用	－	一定期間経過後、マイライン廃止に伴い、通話サービス卸への移行に係る周知費用として、追加的に以下の費用が発生 アウトバウンドテレマを実施しない場合：40億円 アウトバウンドテレマを実施する場合：70億円	－

（注）メタルIP電話回線数の経年の減少影響は考慮していない

マイライン廃止及びメタルIP電話等への移行に係るユーザ対応案

2022年頃

メタルIP電話の料金等の確定、
契約移行案内の開始

2024年
初頭

・メタルIP電話への契約移行
・終了サービスの提供終了

2025年
初頭

メタルIP電話への契約移行に関するお知らせ（DM等2回）

・ マイライン事業者協議会からのお知らせ（上記に同封）

- ① 加入電話・INSネット利用中のユーザのマイライン登録状況
- ② メタルIP電話としてご利用可能な通話サービス提供事業者の通話サービス
- ③ 2024年初頭のマイラインの提供終了に伴い、ユーザに移行先の通話サービスを選択していただくことを案内（当該通話サービスを提供する事業者を1社選択して連絡していただく）
- ④ 仮に選択の意思表示をいただけない場合の対応として、移行先の事業者の通話サービスを明記

【意思表示があったユーザ】
意思表示先に移行

【意思表示がなかったユーザ】
＜4区分同一または国内3区分同一事業者を登録しているユーザ＞

・市内及び県内市外はNTT東西、県間はNTTコミュニケーションズを登録しているユーザ
・デフォルト以外は同一事業者を登録しているユーザを含む

引継措置に応じてそれぞれの事業者の通話サービスへ移行

＜実質的に複数事業者を登録しているユーザ＞
引継措置に応じてNTT東西の通話サービスに移行

中継／信号交換機／O P S 維持限界

▲ 全国紙5紙に全面広告を1回掲載

メタルIP電話への移行、マイライン廃止に伴う通話サービス卸への移行を併せて周知

・ コールセンタ設置（新聞広告及びDMに対しての問合せに対して設置）

4. メタルIP電話の通話サービス卸の料金水準について

メタルIP電話の小売通話料金（NTT東西提供料金）については、コストの積み上げではなく、「お客様にできる限り負担をおかけしないよう円滑な移行を図る」という基本的な考えに基づき、お客様にとって値上げとならないよう、現在の市内料金（3分8.5円）を全国一律通話料として設定する考え。

通話サービス卸の卸料金については、コストの積み上げで設定した場合、今後の利用減少による通話時間あたりのネットワークコストの上昇により、事業者が利用可能な水準に設定できないおそれがあるため、小売通話料金に一定の割引率を乗じた額とする考え。

具体的な割引率については、多くの事業者に既に利用されている光コラボにおけるひかり電話卸の割引率を参考に設定する方向で検討中だが、卸サービスを提供するために必要となる卸契約管理コスト（回線毎に卸の対象か否か、卸対象の場合はどの事業者のサービスか、といった情報を管理するシステム等に係るコスト）について、ひかり電話卸の場合は、光コラボの基本契約となる光アクセス回線の卸料金に当該コストを包含している一方、メタルIP電話の通話サービス卸については、メタルアクセス回線部分（基本料）は卸対象外のため、当該コストについては、通話サービス卸の料金に含める必要がある。

そのため、メタルIP電話の通話サービス卸の卸料金については、①ひかり電話卸と同等の割引率を適用する場合は回線毎に「卸契約管理コスト」を加算する、又は②「卸契約管理コスト」を含め、ひかり電話卸の割引率よりも低い割引率とする方向で検討。

（具体案）

$$\textcircled{1} \text{ ユーザ通話料} \times \blacktriangle \square \% + \text{契約管理費（定額）}$$

$$\textcircled{2} \text{ ユーザ通話料} \times \blacktriangle \alpha \%$$

$$(\alpha < \square)$$

※上記の卸料金は全事業者に対して同一料金を適用

また、通話サービス卸を利用する事業者の要望に応じて、料金回収代行、問合わせ窓口（コールセンタ）代行といったオプションメニューの提供についても併せて検討していく考え。